

令和3年度 社会福祉施設指導監査結果(児童福祉施設)

児童福祉施設については、年度当初は34施設に対する実地監査及び4施設に対する集合監査を予定していましたが、市内の新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえて、一部を次年度に延期又は集合監査に切替し、15施設に対する実地監査及び7施設に対する集合監査を行いました。

	施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
1	保育所	あいづ保育園	社会福祉法人 バルツア事業会	実地監査	厚生労働省が示すガイドラインを事故発生防止のための指針としているが、指針としての内容が不十分であった。については、事故が発生した場合の対応、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に当該事実を報告する方法等が詳細に記載された指針を作成すること。また、事故発生防止のための委員会を定期的に行うこと。 【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第32条第1号第3号】	指針の見直し マニュアルの作成。
2	保育所	あいづ保育園 大宮分園	社会福祉法人 バルツア事業会	実地監査	厚生労働省が示すガイドラインを事故発生防止のための指針としているが、指針としての内容が不十分であった。については、事故が発生した場合の対応、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に当該事実を報告する方法等が詳細に記載された指針を作成すること。また、事故発生防止のための委員会を定期的に行うこと。 【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第32条第1号第3号】	指針の見直し マニュアルの作成。
3	保育所	桜華保育園	社会福祉法人 大和清泉会	実地監査	無	
4	保育所	こまどり保育園	社会福祉法人 奈良愛育会	実地監査	令和3年9月において、保育士の数が2人未満の時間帯が生じている日があった。今後は常時保育士の数が2人以上となるよう配置すること。 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条】	指摘を受け職員の配置数を再度見直し、以降不足は発生しておりません。今後も常時保育士の数が2人以上となるよう、適切に職員配置を行います。
5	保育所	すまいる保育園	社会福祉法人 奈良万葉会	実地監査	次の事項について、運営規程の規定、重要事項説明書及び実際の運営状況において整合性を欠いているので、速やかに是正すること。 ・職員の職種、員数及び職務の内容 ・開園時間及び保育の提供を行う時間 また、運営規程に「緊急時等における対応方法」について規定されていないので追加すること。 加えて、運営規程を改正した場合は、保育所・幼稚園課に届出すること。 【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第20条第3号、第4号、及び第8号】	指摘事項に関しては、いずれも改善又は改善事項の通り追加・記載済みです。
6	保育所	奈良ルーテル 保育園	社会福祉法人 近畿福音ルーテル 福祉会	実地監査	無	
7	保育所	西奈良ルーテル 保育園	社会福祉法人 近畿福音ルーテル 福祉会	実地監査	無	
8	保育所	西ノ京みどりの園 保育園	社会福祉法人 健仁会	実地監査	無	

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者が指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
9	保育所	みずほ保育園	社会福祉法人 平城福祉会	実地監査	土曜日の施設の開所日において、園児が在籍している時間帯に保育士が1人しかいない時間帯があった。園児が在籍している時間帯においては、保育士が2人を下回ることがないように留意すること。 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条】 小学校等に対して子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない。については、個人情報の使用に係る同意書を作成し、保護者から同意を得ること。 【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第27条第3項】	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条の順守に努め、規定数以上の保育士を配置できるようシフト調整を行います。 別紙同意書により、保護者より同意を得ます。
10	幼保連携型 認定こども園	あいのその こども園	社会福祉法人 奈良愛の園福祉会	実地監査	無	
11	幼保連携型 認定こども園	あやめ池学園	学校法人 吉住学園	集合監査	無	
12	幼保連携型 認定こども園	右京こだま保育園	社会福祉法人 希望の会	実地監査	無	
13	幼保連携型 認定こども園	学園前学園	学校法人 吉住学園	集合監査	無	
14	幼保連携型 認定こども園	こだま保育園	社会福祉法人 希望の会	実地監査	無	
15	幼保連携型 認定こども園	佐保川こども園	社会福祉法人 奈良社会福祉院	集合監査	無	
16	幼保連携型 認定こども園	佐保山こども園	社会福祉法人 奈良社会福祉院	実地監査	無	
17	幼保連携型 認定こども園	鶴舞保育園	社会福祉法人 淳心会	集合監査	無	

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
18	幼保連携型 認定こども園	鶴舞やまと こども園	社会福祉法人 郡山双葉会	集合監査	特定教育・保育施設は、利用申込者に対し、職員の勤務体制、支払を受ける費用に関する事項を含め、利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ること。 【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第5条】	鶴舞やまとこども園三者協議会において、重要事項説明書及び利用契約書について育友会(保護者会)の理解を得たうえで、令和4年度に書類の説明と交付を行い、利用者の同意を得る事とします。
					特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておくこと。 【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第27条第3項】	重要事項説明書において、幼保連携型認定こども園園児指導要録の小学校等への提供について記載し、利用契約書に同意を得る事とします。
					事故発生の防止のための委員会が設置されているが、未だに開催されていない。については、事故発生の防止のための指針に基づく委員会を定期的に開催し、記録を保管すること。 【特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第32条第1項第3号】	コロナ禍でもあるので、事故発生の防止のための委員会の開催を見送っていましたが、3月開催の理事会、評議員会に合わせて開催をします。
19	幼保連携型 認定こども園	富雄学園	学校法人 吉住学園	集合監査	無	
20	幼保連携型 認定こども園	中登美こども園	社会福祉法人 奈良社会福祉院	集合監査	無	
21	幼保連携型 認定こども園	YMCAあきの 保育園	社会福祉法人 奈良YMCA	実地監査	無	
22	母子生活支 援施設	佐保山荘	社会福祉法人 奈良社会福祉院	実地監査	無	

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。